# 第3節 SECTION 3 新たな防衛力の実現へ向けて



政府は、新防衛大綱に示された体制に向け段階的に移行するため、昨年12月に「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」[1]（新中期防）を安全保障会議と閣議において決定した。この新中期防は、新防衛大綱の下における最初の中期防であり、同大綱に盛り込まれた考え方に沿った新たな防衛力の実現に道筋をつけるものである。

本節では、新中期防と平成17年度の防衛力整備の概要などについて説明する。

1）資料14（p360）参照

## 1 新中期防衛力整備計画

### 新中期防の策定の経緯

00（平成12）年に策定された「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」（前中期防）は、平成17年度までの防衛力整備について規定したものであったが、03（同15）年12月の閣議決定「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」[1]において、新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まえ、防衛力全般の見直しを行い、「現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定」することとされた。このため、前中期防は、16年度限りで廃止されることとなった。これを受け、新防衛大綱の検討と並行して新中期防の検討を行い、２回の安全保障会議における審議を経て、昨年12月10日に新中期防が安全保障会議と閣議で決定された[2]。

1）資料35（p384）参照

### 新中期防の意義

#### （1）継続的かつ計画的な防衛力整備

防衛力整備は、最終的には各年度の予算に従い行われるが、国の防衛が国家存立の基盤であるとともに、装備品の研究開発や導入、施設整備、隊員の教育、部隊の練成などは短期間になしえないことなどを考えれば、防衛力整備は、具体的な中期的見通しに立って、継続的かつ計画的に行うことが必要である。

このため、政府としては、昭和61年度以降、５年間を対象期間とする中期的な防衛力整備計画を策定し、これに基づき、各年度の防衛力整備を行っている。

#### （2）新防衛大綱の下での最初の中期防

新中期防は、新防衛大綱に定める新たな防衛力を実現するため、５年間の防衛力整備の方針や主要な事業などを定めた計画である。07大綱の下における中期防では、その合理化・効率化・コンパクト化と質的向上が重視されていたが、新中期防では、新防衛大綱に従い、以下「計画の方針（1）～（6）」に示すように、「存在による抑止」から「実効的な対応」に重点をシフトさせ、即応性・機動性の向上、統合運用による陸・海・空自衛隊の一体的な運用、科学技術の発展に対応した新たな能力の獲得などを重視した、新たな防衛力の構築を目指している。

2）これまでの中期防の策定経緯については、本章２節（p83）の図表参照

## 計画の方針

新中期防においては、新防衛大綱に従い、次の６点を計画の基本として適切な防衛力の整備に努めることとしている。

### (1) 多機能で弾力的な実効性のある防衛力の整備

本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分を確保しつつ、即応性、機動性、柔軟性と多目的性を備え、高度の技術力と情報能力に支えられた多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備する。

### (2) 防衛庁・自衛隊の組織の見直し

防衛庁・自衛隊をより一層機能する組織とするため、防衛行政を担う組織を見直すとともに、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつつ、陸・海・空自衛隊の基幹部隊、主要装備などについて、新たな防衛力の体制へ早期かつ効率的に移行する。

### (3) 統合運用、情報機能の強化などによる防衛力の基本の充実

防衛力が、その役割を果たしていく上で基本となる事項として、統合運用の強化、情報機能の強化、科学技術の発展への対応、人的資源の効果的な活用を重視する。

### (4) 装備品などの取得の合理化・効率化など、防衛力を支える各種施策の推進

装備品などの取得の効果的かつ効率的な実施、関係機関や地域社会との協力の強化を図り、防衛力を支える各種施策を推進する。

### (5) 日米安全保障体制の一層の強化

日米安全保障体制とそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。

### (6) 防衛力の効率化、合理化の努力

格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制する。

## 防衛庁・自衛隊の組織の見直し

### (1) 防衛行政を担う組織の見直し[3]

自衛隊がその任務を効果的に遂行していくためには、自衛隊の部隊のみならず、防衛行政を担う組織がより適切に機能することが必要である。そのため、内部部局などのあり方などについて検討の上、組織改編などの所要の措置を講ずる。

### (2) 統合運用体制の強化など[4]

統合運用体制を強化するため、既存の組織などの見直し、効率化を図り、統合幕僚監部の新設と各幕僚監部の改編を行う。また、統合運用の成果を踏まえて、統合運用を実効的に行い得る組織などのあり方について、検討の上、必要な措置を講ずる。

また、情報本部については、防衛庁長官直轄の組織とする。

### (3) 陸上自衛隊

戦車と主要特科（とっか）装備の縮減を図りつつ、即応性、機動性などを一層向上させるため、５個の師団、１個の旅団と２個の混成団を改編する。このうち、１個の師団と２個の混成団は旅団に改編する。また、空挺団、ヘリコプター団などの機動運用部隊や、特殊作戦群、化学防護隊などの専門部隊を一元的に管理・運用する中央即応集団（仮称）を新編する。

編成定数については、新中期防の期間末において、おおむね16万１千人程度、常備自衛官の定員についてはおおむね15万２千人程度を目途としている。なお、常備自衛官の充足については、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し、国際平和協力活動に主体

3）5章1節2（p299）参照

4）本章4節（p123）参照

的・積極的に取り組むため、現状と同等レベルを確保することとし、おおむね14万６千人程度を目途とする。

### (4) 海上自衛隊

機動運用に充てる護衛艦部隊について、１個護衛隊の護衛艦の数を従来の２～３隻から４隻とする一方、12個の護衛隊を８個護衛隊に集約化する。また、地方配備に充てる護衛艦部隊のうち１個護衛隊を廃止する。さらに、潜水艦部隊を６個潜水隊から５個潜水隊へ、固定翼哨戒機部隊を８個航空隊から４個航空隊へ、回転翼哨戒機部隊を９個航空隊から５個航空隊へ、それぞれ集約化する。

### (5) 航空自衛隊

航空警戒管制部隊のうち警戒航空隊を、２個飛行隊（早期警戒管制機（E-767）を運用する飛行隊と早期警戒機（E-2C）を運用する飛行隊）とする改編を行う。

また、空中給油・輸送機（KC-767）の配備にあわせ、空中給油・輸送部隊を新設する。

空中給油・輸送機（KC-767）のイメージ図

COLUMN　VOICE　解説　Q&A

## 師団、旅団、混成団

Q：師団、旅団の違いは何ですか。

A：師団とは、陸上自衛隊の基本的な作戦部隊であり、普通科、特科、機甲科などの戦闘部隊や後方支援部隊からなる諸職種が連合した部隊で、地域や期間的に独立して、一正面の作戦を遂行する能力を保有するものです（定員約6,000名～9,000名）。

旅団は、基本的には師団の規模を縮小したものをいいます（定員約3,000名～4,000名）。

Q：旅団と混成団の違いは何ですか。

A：混成団は、旅団と同様に、各種の機能を有し、一定期間、独立して作戦行動をとり得るよう考慮された部隊であることには変わりはありませんが、旅団が戦術的な戦闘単位の基本となる普通科連隊を複数保有しているのに対して、混成団には戦術的な戦闘単位の数が一つしかなく、旅団と比較しても、より限定的な作戦能力しか保有しない部隊となっています（定員約2,000名）。

現在ある2個の混成団（第1混成団（那覇）、第2混成団（善通寺））は、新中期防の期間中に旅団に改編する予定です。

**自衛隊の新たな体制への移行**

| 区分 | | | 07 大綱 | 平成16年度末 | 中期防完成時 | 新防衛大綱 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 陸上自衛隊 | 編成定数 | | 16万人 | 約16万7,000人 | 16万1,000人程度 | 15万5,000人 |
| | 常備自衛官定員 | | 14万5,000人 | 約15万8,000人 | 15万2,000人程度 | 14万8,000人 |
| | 即応予備自衛官数 | | 1万5,000人 | 約9,000人 | 8,000人程度 | 7,000人 |
| | 基幹部隊 | 平時地域に配備する部隊 | 8個師団<br>6個旅団 | 9個師団<br>3個旅団<br>2個混成団 | 8個師団<br>6個旅団 | 8個師団<br>6個旅団 |
| | | 機動運用部隊 | 1個機甲師団<br>1個空挺団<br>1個ヘリコプター団 | 1個機甲師団<br>1個空挺団<br>1個ヘリコプター団 | 1個機甲師団<br>中央即応集団 | 1個機甲師団<br>中央即応集団 |
| | | 地対空誘導弾部隊 | 8個高射特科群 | 8個高射特科群 | 8個高射特科群 | 8個高射特科群 |
| | 主要装備 | 戦車 | 約900両 | 約980両 | 約790両 | 約600両 |
| | | 主要特科装備 | 約900門／両 | 約940門／両 | 約830門／両 | 約600門／両 |
| 海上自衛隊 | 基幹部隊 | 護衛艦部隊（機動運用） | 4個護衛隊群 | 4個護衛隊群 | 4個護衛隊群（8個隊） | 4個護衛隊群（8個隊） |
| | | 護衛艦部隊（地域配備） | （地方隊）7個隊 | 7個隊 | 6個隊 | 5個隊 |
| | | 潜水艦部隊 | 6個隊 | 6個隊 | 5個隊 | 4個隊 |
| | | 掃海部隊 | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 |
| | | 哨戒機部隊 | （陸上）13個隊 | 17個隊 | 9個隊 | 9個隊 |
| | 主要装備 | 護衛艦 | 約50隻 | 53隻 | 48隻 | 47隻 |
| | | 潜水艦 | 16隻 | 16隻 | 16隻 | 16隻 |
| | | 作戦用航空機 | 約170機 | 約170機 | 約160機 | 約150機 |
| 航空自衛隊 | 基幹部隊 | 航空警戒管制部隊 | 8個警戒群<br>20個警戒隊<br>1個飛行隊 | 8個警戒群<br>20個警戒隊<br>1個飛行隊 | 8個警戒群<br>20個警戒隊<br>1個警戒航空隊（2個飛行隊） | 8個警戒群<br>20個警戒隊<br>1個警戒航空隊（2個飛行隊） |
| | | 戦闘機部隊 | — | — | 12個飛行隊 | 12個飛行隊 |
| | | 要撃戦闘機部隊 | 9個飛行隊 | 9個飛行隊 | — | — |
| | | 支援戦闘機部隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | — | — |
| | | 航空偵察部隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 |
| | | 航空輸送部隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 |
| | | 空中給油・輸送部隊 | — | — | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 |
| | | 地対空誘導弾部隊 | 6個高射群 | 6個高射群 | 6個高射群 | 6個高射群 |
| | 主要装備 | 作戦用航空機 | 約400機 | 約390機 | 約350機 | 約350機 |
| | | うち戦闘機 | 約300機 | 約300機 | 約260機 | 約260機 |
| 弾頭ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊 | | イージス・システム搭載護衛艦 | — | — | 4隻 | 4隻 |
| | | 航空警戒管制部隊 | —<br>— | —<br>— | 7個警戒群<br>4個警戒隊 | 7個警戒群<br>4個警戒隊 |
| | | 地対空誘導弾部隊 | — | — | 3個高射群 | 3個高射群 |

## 自衛隊の能力などに関する主要事業

### (1) 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

#### ア　弾道ミサイル攻撃への対応

平成16年度に整備を開始した弾道ミサイル防衛（BMD）システムを引き続き整備する。具体的には、①イージス・システム搭載護衛艦（イージス艦）の能力向上、②地対空誘導弾（ペトリオット）の能力向上、③警戒管制レーダーの整備、④自動警戒管制システムに弾道ミサイル対処能力を付加するための改修などを行う。

なお、新中期防においては、平成20年度以降のイージス艦及びペトリオットの能力向上のあり方については、「米国における開発の状況等を踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる」とされている。これは、新防衛大綱の別表に掲げる体制を整備した後の平成20年度以降の能力向上のあり方については、米国におけるらせん型開発[5]の状況や国際情勢の変化などを踏まえて検討を行い、判断する必要があると考えられるからである。

5）らせん型開発とは、開発装備品の進捗状況の評価を頻繁に実施することにより、開発計画の修正などを柔軟に行い、新規技術の導入を容易にする開発手法。本開発手法を行うことで、コスト低減や開発期間の短縮化などが図れる。米国におけるBMDシステムは、開発装備品が配備された後も、軍事技術の進展に応じて更に改良開発を行い、装備品の性能をより高める、“進化的”らせん型開発手法を採り入れている。

平成11年度から行っている海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究については、今般整備を行うBMDシステムとは異なり、更に将来的な迎撃ミサイルを念頭に置いたものであり、引き続き実施することとし、また、開発段階への移行については、新中期防においては、「検討の上、必要な措置を講ずる。」こととしている。

### イ　ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

人的戦闘力の中核となる普通科部隊の強化策として、小銃小隊の１個分隊あたりの定数増や、各普通科中隊への狙撃班の新編などを行う。また、軽装甲機動車、多用途ヘリコプター（UH-60JA、UH-1J）、戦闘ヘリコプター（AH-64D）などの整備により、即応性、機動性の向上を図る。

さらに、生物偵察車、化学防護車の整備、NBC偵察車の開発などにより、核・生物・化学兵器による攻撃への対処能力の向上を図る。

### ウ　島嶼部に対する侵略への対応

多数の島嶼部を有するわが国の防衛を全うするため、輸送機（C-1）後継機、輸送ヘリコプター（CH-47JA/J）などの整備により、輸送・展開能力などの向上を図るほか、空中給油・輸送機（KC-767）、戦闘機（F-2）などの整備により、防空・洋上阻止能力の向上を図る。また、救難ヘリコプター（UH-60J）に対する空中給油機能を輸送機（C-130H）に付加し、救難能力の向上を図る。

### エ　周辺海空域の警戒監視と領空侵犯対処や武装工作船などへの対応

周辺海空域の警戒監視を常時継続的に行うとともに、武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦などに適切に対処するため、護衛艦（DDH、DD）、哨戒ヘリコプター（SH-60K）、掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）、固定翼哨戒機（P-3C）の後継機などの整備、早期警戒機（E-2C）や早期警戒管制機（E-767）の改善などを行う。

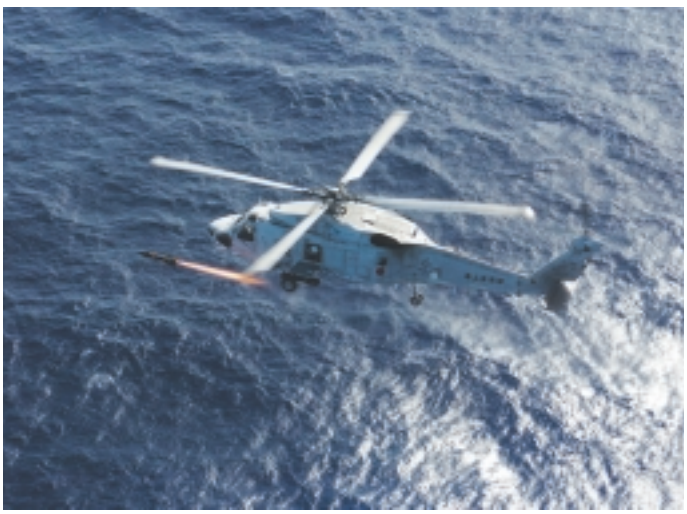

ASMを発射する哨戒ヘリコプター（SH-60K）

さらに、領空侵犯などに対して即時適切な措置を講ずるとともに、軍事科学技術の進展に対応するため戦闘機（F-15）の近代化改修を行うとともに、財政事情なども勘案しつつ、現有の戦闘機（F-4）の後継機として、新たな戦闘機を整備する。

### オ　大規模・特殊災害などへの対応

災害派遣能力の向上を図るため救難飛行艇（US-1A改）、救難ヘリコプター（UH-60J）の整備など各種施策を推進する。

## (2) 本格的な侵略事態への備え

新防衛大綱においては、見通し得る将来において、わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装

備・要員の縮減を図ると同時に最も基盤的な部分を確保することとしている。

新中期防では、このような保有すべき装備の規模縮小に合わせて、中期防期間内の整備規模を抑制しつつも、引き続き、戦車、火砲、中距離地対空誘導弾、護衛艦、潜水艦、掃海艇、哨戒機、戦闘機などを整備し、最も基盤的な部分を確保することとしている。

発射される03式中距離地対空誘導弾（試作品）

### (3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

#### ア　国際平和協力活動への適切な取組

国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むため、陸自の部隊を迅速に派遣して継続的に活動できるように、国際活動教育隊（仮称）を中央即応集団（仮称）の隷下に新編する。当該教育隊は、国際平和協力活動の際に基幹となる要員や部隊に対する教育訓練を担任・支援するとともに、国際平和協力活動に係る教訓などを研究・蓄積する。また、現在、陸自は国際緊急援助活動に備えて各方面隊が６ヶ月ごとに持ち回りで待機態勢をとっているが、今後はその他の国際平和協力活動についても適切に対応できるよう待機態勢を拡充する。さらに、引き続き輸送機、ヘリコプター、軽装甲機動車など国際平和協力活動に資する装備品を整備する。

#### イ　諸外国との安全保障対話・防衛交流、共同訓練などの充実

二国間・多国間の安全保障対話・防衛交流などの諸施策を推進する。

また、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対して協力する。

### (4) 防衛力の基本的な事項

#### ア　統合運用の強化[6]

統合幕僚監部の新設などのほか、統合運用基盤の確立に資するよう、統合幕僚学校の改編、統合演習の実施、情報通信基盤の共通化などを行う。

#### イ　情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有などを行うため、情報本部をはじめとする情報部門の体制につき、能力の高い要員の確保・育成も含め、その充実を図るとともに、電波情報・空間情報を含めた多様な情報収集・分析手段の整備や、電子データ収集機（EP-3）の改善を図るなど、各種情報収集器材・装置などの充実を図る。また、戦闘機（F-15）の偵察機転用のための試改修に着手する。

滞空型無人機については、長時間滞空することができることから、各種の高性能センサーと組み合わせ、適切に運用することにより、一般的にはわが国の情報収集能力の向上に寄与するものと考えられる。よって、わが国にとっての具体的な有用性などについて検討した上で、その導入の是非について検討し、研究開発・国産機の導入のみならず、諸外国機の導入の選択肢も視野に入れ、必要な措置を講じることとしている。

#### ウ　科学技術の発展への対応

（ア）指揮通信能力などの強化[7]

統合運用や国際平和協力活動など自衛隊の活動範囲の広がりや迅速な運用に対応する

6）本章4節（p123）参照

7）5章1節4（p306）参照

ため、内外の優れた情報通信技術に対応したより高度な情報通信態勢の構築に向け、重点的かつ計画的に諸事業を推進する。新中期防では、特に、①指揮官から展開部隊までの指揮命令ライン（縦方向）の情報共有の推進、②陸海空部隊間（横方向）の情報共有の実現、③サイバー攻撃対処態勢の構築、④関係機関などとの情報共有の推進、及び⑤各種通信インフラの充実（通信の広域化・迅速化・大容量化）を重視する。



COLUMN　VOICE　解説　Q&A

## 無人航空機について

近年、いわゆる無人航空機（UAV：Unmanned Aerial Vehicle）の軍事面における意義がますます大きくなっている。

無人航空機とは、機上にパイロットなどが搭乗していない航空機で、基本的に自律飛行し、外部からの操作も可能なものである。

その特徴として、破壊されても人的損耗がないことから、航空優勢を確保していない敵の支配圏での情報収集などの危険な任務に用いることが可能であるほか、人間では耐えられない環境下での飛行や数十時間にも及ぶ長時間の飛行が可能である。また、災害時における火山観測など有人機では危険が伴うような環境下における情報収集などの分野での活用も期待されている。他方、パイロットなどの判断が必要な任務や瞬時の判断を要する任務には向いていないと言われている。

現在、諸外国では、米国を中心にその研究・開発が盛んに進められており、わが国を含む約40か国で約80種類の無人航空機が運用されている。

無人航空機の区分としては、おおむね次のような分類で整理されている。

**無人航空機の分類**

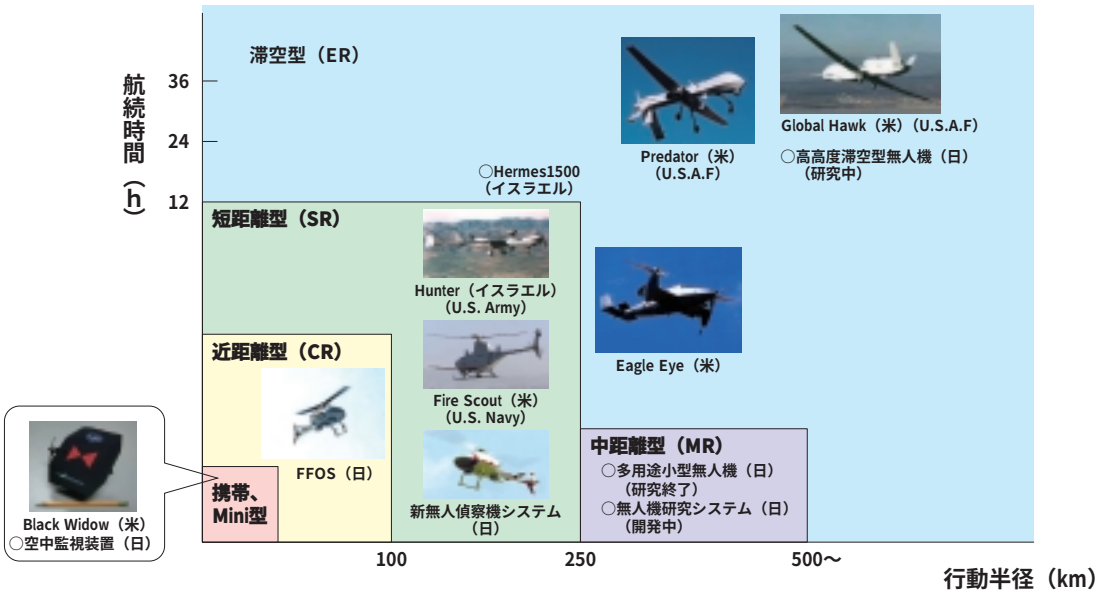


出典：米国防省UAV Joint Project Office（1988－1992）UAVマスタープランより引用

※　CR：Close Range　SR：Short Range　MR：Middle Range　ER：Endurance Range　FFOS：遠隔操縦観測システム

（イ）研究開発の推進

引き続き、固定翼哨戒機（P-3C）の後継機、輸送機（C-1）の後継機、現有90式戦車の後継戦車の開発を推進する。そのほか、科学技術の動向なども踏まえ、重点的な資源配分を行いつつ、各種指揮統制システム、無人機などの研究開発を推進する。その際、産官学の優れた技術の積極的導入、モデリング・アンド・シミュレーションの積極的な活用、装備品の共通化、ファミリー化、民生品・民生技術の活用などにより、効果的かつ効率的な研究開発の実施に努める。

**エ　人的資源の効果的な活用**

（ア）人事・教育訓練施策の充実

隊員の高い士気と厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化などに対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、また、教育訓練を充実する。

このほか、退職自衛官の社会における有効活用のあり方について検討の上、必要な措置を講ずる。

（イ）安全保障問題に関する研究・教育の推進

防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実を図るとともに、安全保障分野における人的交流などにより人的基盤を強化する。

### (5) 防衛力を支える各種施策の推進

ア　装備品等の取得の合理化・効率化

装備品などのライフサイクルコストの抑制に向け、具体的な達成目標を設定しつつ、取組を一層強化するとともに、効率的な調達補給態勢の整備や真に必要な防衛生産・技術基盤の確立などの総合取得改革[8]を推進する。

8）5章1節5（p309）参照

イ　関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、関係機関との連携を強化するとともに、地方公共団体、地域社会との協力を推進する。

また、防衛施設の効率的な維持と整備を実施するとともに、基地周辺対策を推進する。

## 日米安全保障体制の強化のための施策

新たな安全保障環境の下、日米安全保障体制とそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。

① 国際情勢についての情報と意見の交換を強化するとともに、安全保障全般に関する戦略的な対話などを継続して行う。

② 運用面における効果的な協力態勢の構築に努める。また、共同演習・訓練を充実する。

③ BMDにおける協力を一層推進する。

④ 装備・技術面での幅広い相互交流の充実に努める。

⑤ 在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

⑥ 安全保障面での国際的取組に関して、わが国として主体的に取り組むとともに、日米が密接に連携するための施策を推進する。

## 整備規模

上述した自衛隊の能力などに関する主要事業に必要な装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、次の表のとおりとする。

**主要装備の整備規模（新中期防）**

| 区　分 | 種　類 | 整備規模 |
|---|---|---|
| 陸上自衛隊 | 戦車<br>火砲（迫撃砲を除く）<br>装甲車<br>戦闘ヘリコプター（AH-64D）<br>輸送ヘリコプター（CH-47JA）<br>中距離地対空誘導弾 | 49両<br>38両<br>104両<br>7機<br>11機<br>8個中隊 |
| 海上自衛隊 | イージス・システム搭載護衛艦の能力向上<br>護衛艦<br>潜水艦<br>その他<br>自衛艦建造計<br>（トン数）<br>新固定翼哨戒機<br>哨戒ヘリコプター（SH-60K）<br>掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101） | 3隻<br>5隻<br>4隻<br>11隻<br>20隻<br>（約5.9万トン）<br>4機<br>23機<br>3機 |
| 航空自衛隊 | 地対空誘導弾ペトリオットの能力向上<br>戦闘機（F-15）近代化改修<br>戦闘機（F-2）<br>新戦闘機<br>新輸送機<br>輸送ヘリコプター（CH-47J）<br>空中給油・輸送機（KC-767） | 2個群及び教育所要等<br>26機<br>22機<br>7機<br>8機<br>4機<br>1機 |

（注）これまでの各中期防（昭和61～65、平成3～7、平成8～12、平成13～17）においては、潜水艦の整備隻数は５隻としていたところ、新中期防では４隻を整備

## 所要経費

新中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとしており、各年度の予算については、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化に努め、この所要経費の枠内で決定することとしている。

なお、将来における予見し難い事象への対応など特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て、さらに、1,000億円を限度として、これら事業の実施について措置することができるとしている。

**所要経費**

| 区　分 | 前中期防<br>（平成13～17年度）<br>【平成12年度価格】 | 新中期防<br>（平成17～21年度）<br>【平成16年度価格】 |
|---|---|---|
| 総　額 | 25兆 100億円 | 24兆2,400億円 |
| 人件・糧食費 | 11兆1,100億円 | 10兆6,100億円 |
| 物件費 | 13兆9,000億円 | 13兆6,300億円 |
| その他※ | 1,500億円※ | 1,000億円※ |

（注）中期防においては、計画期間中における防衛関係費の総額の限度を示す趣旨から、所要経費については、既定契約分と新規契約分に関して当該中期防期間中において歳出する経費を示す方法（いわゆる歳出ベース）により明らかにしている。
※　将来の予見しがたい事象への対応など特に必要と認められる場合に、安全保障会議の承認を得て、事業の実施について措置される。

**物件費の契約額**

| 前中期防<br>（平成13～17年度）<br>〔平成12年度価格〕 | 新中期防<br>（平成17～21年度）<br>〔平成16年度価格〕 |
|---|---|
| 14兆1,900億円 | 13兆6,500億円 |

（注）契約額は、当該中期期間中に整備に着手する装備品等の調達のため、新規に契約する経費をいう。

この計画については、３年後には、国際情勢、技術的水準の動向、財政事情など内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、必要に応じ見直しを行うものとしている。

## その他

① 新防衛大綱に定める防衛力のあり方について、５年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向などを勘案し、必要な修正を行うための検討を行うこととしている。

② SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については着実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることとしている。



COLUMN VOICE 解説 Q&A

### 新中期防における主要事業

○ C-130Hへの空中給油機能の付加

島嶼部に対する侵略などの事態発生時における捜索救助活動においては、迅速、確実な救難を実施する必要があり、そのためには、救難ヘリコプター（UH-60J）を戦闘地域の後方などの洋上において長時間空中待機させなければならなくなる。また、平時においても、長距離の運航や長時間にわたる救難活動を実施しうる能力が必要とされる場合も想定される。

こうしたことから、輸送機（C-130H）に空中給油機能を、救難ヘリコプター（UH-60J）には空中受油機能を付加することにより、救難ヘリコプターの滞空時間の延伸を図ることとしている。このことにより、洋上遠方での航空救難態勢を確立することができる。

空中給油機能を付加した輸送機（KC-130）（米軍）

○ F-4の後継機

戦闘機は、航空防衛力の中核をなす装備であり、わが国有事における航空作戦や平時における対領空侵犯措置において、中心的な役割を果たすことになる。新防衛大綱においても、「領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、戦闘機部隊の体制を保持する」こととされている。

現有の戦闘機（F-4）は、平成20年代の半ば頃から所要機数を割り込む見通しであるため、後継機を整備する必要がある。この戦闘機の後継機が調達から取得までに必要とされる期間、取得から部隊建設までに必要とされる期間などを総合的に勘案し、新中期防においては、財政事情なども勘案しつつ、後継機を７機整備することとしている。

飛行する戦闘機（F-4）

1）資料16～17（p365～p367）参照

## 2 平成17年度の防衛力整備[1]

新防衛大綱に示された新たな防衛力の水準への移行を旨とし、新中期防に従い、その初年度として効率化・合理化を図りつつ、多機能で弾力的な実効性のある防衛力の構築に努める。その際、次の点を重視することとしている。

### 新たな脅威や多様な事態への実効的対応関連

#### (1) 弾道ミサイル防衛（BMD）に係る諸施策の推進

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展などの新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態に対応するため、平成16年度に引き続きBMDに係る諸施策を推進する[2]。

発射されるペトリオットミサイル（PAC-3）

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

ゲリラや特殊部隊の攻撃などへの対処については、沿岸部などにおける警戒監視、侵入した特殊部隊などの捜索、捕獲・撃破、重要施設防護などについて対処能力の向上を図る。その際、警察など関係機関との連携を図る。

平成17年度は、特に沿岸監視能力の充実・強化、重要施設などの防衛能力の強化、捕獲・撃破のための対人戦闘能力などの向上を重視する。

#### (3) 核・生物・化学兵器による攻撃への対応

核・生物・化学兵器による攻撃対処について必要な能力の向上を図る。特に生物兵器への対処については、防衛庁報告「生物兵器対処に係る基本的考え方」に沿って、検知・同定[3]、防護、予防、診断・治療、除染など、必要な各種機能の充実に取り組む。

平成17年度は、一連の対処行動の端緒となる検知・同定機能、診断・治療機能を重点的に整備する。

2）3章1節1（p147）参照

3）生物剤の種類を特定すること

#### (4) 島嶼部に対する侵略への対応

島嶼部に対する侵略に実効的に対処し得るよう、部隊を機動的に輸送・展開する能力などの向上を図る。

平成17年度は、輸送ヘリの整備などによる輸送能力の向上とともに、空中給油・輸送機の整備などによる防空・洋上阻止能力の向上を図る。

戦闘ヘリコプター（AH-64D）（米軍）

#### (5) 武装工作船などへの対応

過去の事案の教訓事項を踏まえつつ、武装工作船などの発見・分析、停船のための対応、停船後の対応について対処能力の向上を図る。その際、海上保安庁などとの連携を図る。

平成17年度においては、護衛艦、固定翼哨戒機（P-3C）などの武装工作船等対処能力の向上のための事業については、定期検査などの時期にあわせて実施しているものを除き、おおむね終了することを目指すとともに、各種訓練などを重視する。

#### (6) 大規模・特殊災害などへの対応

大規模・特殊災害などに適切に対処し得る態勢を整備する。

## 新たな統合運用体制関連[4]

自衛隊の運用は統合運用を基本とする体制へ移行するため、現在の組織を見直し、統合幕僚監部の新設などの防衛庁長官の補佐機構などについて必要な体制を整備する。

4）本章4節（p123）参照

## より高度な情報通信態勢・情報体制の構築

### （1）より高度な情報通信態勢の構築

統合運用や国際活動などの円滑な遂行に資するよう、情報通信技術（IT）を活用した情報通信機能の強化と情報セキュリティの確保を図りつつ、より広範・機動的な情報通信態勢の構築を重点的かつ計画的に推進する。

### （2）情報機能の強化

情報機能の強化を図るため、情報本部などにおける情報収集・分析体制の充実強化を図るとともに、各種情報収集器材・装置の充実を図る。

技術実用試験中の洋上救難機（US-1A改）

## わが国を含む国際社会の平和と安定のための取組

国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組む。

これまで築いてきた関係諸国との信頼関係を維持しつつ、二国間交流の拡大に努めるとともに、部隊間、多国間の交流に取り組み、さらに国際社会の軍備管理・軍縮分野への努力に対して、国連を含む国際機関などが行う各種国際会議などへ積極的に参加する。

## 人事施策、教育・部隊訓練の充実

自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化などに適切に対応し得るよう、質の高い人材の育成に努めるとともに、多様な事態に迅速かつ適切に対応し得る精強な部隊の練成を図る。また、隊員の士気高揚と質の高い人材確保のため、各種隊員施策の充実やメンタルヘルス（精神的健康）の維持向上を図る。

## 軍事科学技術の進展への対応

軍事科学技術の動向を踏まえ、先進的な技術研究開発を推進する。

## 基地対策などの推進

防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。また、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

## その他の主要事項

装備品などの調達・補給・ライフサイクル管理[5]の合理化などを図るため、総合取得改革を推進する。

5）5章1節5（p309）参照

また、自衛隊の駐屯地（基地）・演習場などにおける環境対策の徹底を図るとともに、環境負荷の低減に向けた取組の推進を図る。

さらに、安全対策、衛生施策の推進を図る。

## 3 防衛関係費

防衛関係費は、自衛隊の維持運営経費のほか、防衛施設周辺の生活環境の整備、在日米軍駐留支援、安全保障会議の運営などに必要な経費を含んでいる。

平成17年度防衛関係費は、財政構造改革のための厳しい歳出抑制の下、歳出予算で、SACO関係経費を除き、対前年度463億円の減（対前年度比1.0%の減）と３年連続のマイナスとなり、厳しい状況にあるものの、新防衛大綱を踏まえて策定された新中期防の初年度の予算となるものとして、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むために、本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分を確保しつつ、多機能で弾力的な実効性のある防衛力の効率的な整備に努めるとの考えの下、必要な経費を計上したものとなっている。

なお、平成17年度予算では、SACO関係経費として263億円が予算措置されており、これを含めた防衛関係費の総額は、前年度と比べて466億円（1.0%）減額の４兆8,564億円となる[1]。

**防衛関係費の概要**

| 区分 | | 平成17年度防衛関係費 |
|---|---|---|
| 防衛関係費 | | 48,301億円 |
| （SACO関係経費を含んだ場合） | | （48,564億円） |
| | 対前年度伸率 | △1.0%（△1.0%） |
| | 対ＧＤＰ比 | 0.944%（0.949%） |
| | 対一般会計比 | 5.9%（5.9%） |
| 後年度負担額 | | 29,663億円 |
| | うち新規分 | 17,758億円 |
| | うち既定分 | 11,905億円 |

1）資料23～24（p372～p373）参照

### 防衛関係費の内訳

#### (1) 経費別内訳

防衛関係費は、隊員の給与や食事のための「人件・糧食費」と、装備品の修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練、装備品の調達などのための「物件費」とに大別される。さらに、物件費は、過去の年度の契約に基づき支払われる「歳出化経費[2]」と、その年度の契約に基づき支払われる「一般物件費」とに分けられる（防衛関係費の構造については、次図参照）。

2）艦船や航空機など主要な正面装備の調達、宿舎などの建設には複数年度にわたるものがある。これらの調達や建設にあたっては、当初、原則5年以内にわたる契約を行うための予算措置を行う。それを根拠として、あらかじめ将来の一定の時期に支払をする契約を締結する。そしてその契約年限の範囲内で、各年度ごとに支払いのための予算措置を行う。このうち、契約した翌年度以降、支払時期が到来してその年度に予算計上されたものを歳出化経費といい、支払時期が到来しておらず、今後支払う予定のものを後年度負担という。

**防衛関係費の構造**

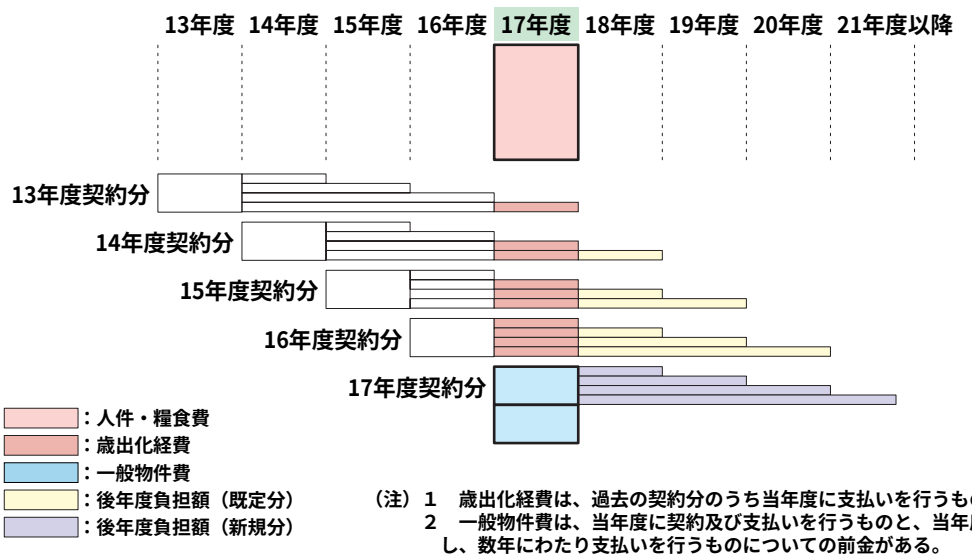


（注）１　歳出化経費は、過去の契約分のうち当年度に支払いを行うものである。
２　一般物件費は、当年度に契約及び支払いを行うものと、当年度に契約し、数年にわたり支払いを行うものについての前金がある。

防衛庁では、このような分類の仕方を経費別分類と呼んでいる。この分類に基づき平成17年度予算を表すと次の図表のとおりである。

歳出予算で見た防衛関係費は、人件・糧食費と歳出化経費という義務的な経費が８割以上を占める。また、一般物件費も、装備品の修理や教育訓練に要する経費、在日米軍駐留経費負担、基地周辺対策経費[3]のような、維持的又は義務的な経費がかなりの部分を占める。

人件・糧食費は、前年度から92億円（0.4%）の減額となっているが、これは、退職者数の減少による退職手当の減額などによるものである。また、歳出化経費は、前年度から96億円（0.5%）の減額となっているが、これは、円高の影響による減額や17年度に支払い時期が到来する経費の減額などによるものである。さらに、一般物件費は、前年度から276億円（2.9%）の減額となっているが、これは、主要装備品等の新規調達を抑制することなどによるものである。

**防衛関係費の内訳（経費別内訳）**

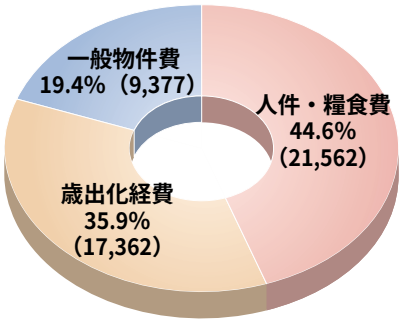


（注）１　（　）は予算額、単位：億円。
　　２　このほか、263億円のSACO関係経費がある。

3）代表的なものは住宅防音事業の経費

## (2) 機関別内訳と使途別内訳

このほか、平成17年度防衛関係費を各自衛隊、防衛施設庁などの機関別、人件・糧食費、装備品等購入費などの使途別に分類すると、次の図表のとおりである[4]。

4）資料25（p374）参照

**防衛関係費の内訳（機関別内訳）**

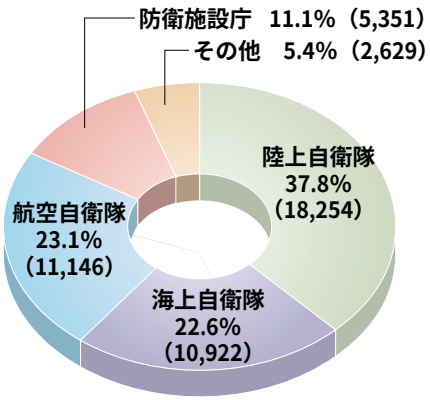


（注）１　（　）は予算額、単位：億円。
　　２　このほか、263億円のSACO関係経費がある。

**防衛関係費の内訳（使途別内訳）**

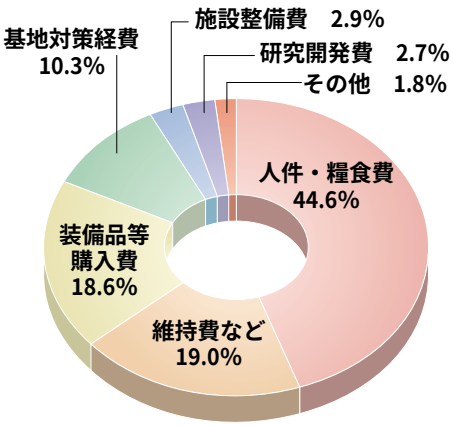


（注）SACO関係経費は含まれていない。

| | |
|---|---|
| 人件・糧食費 | ：隊員の給与、食糧の経費 |
| 維持費など | ：教育訓練費、装備品などの修理費など |
| 装備品等購入費 | ：戦車、艦船、航空機などの購入費 |
| 基地対策経費 | ：基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担など |
| 施設整備費 | ：飛行場、隊舎などの整備費 |
| 研究開発費 | ：装備品などの研究開発費 |

## 各国との比較[5]

5）資料26（p375）参照

各国の国防費は、それぞれの社会経済体制や予算制度の違いがあり、一義的には把握できない。また、国際的に統一された定義もなく、公表されている国防費の内訳も明らかでない場合が多い。

さらに、各国の国防費の比較にあたっては、それぞれの通貨単位を外国為替相場のレートによりドルに換算することが一般的であるが、この方法で換算した国防費は、必ずしもその国の物価水準に照らした価値を正確に反映するものとはならない。

以上のようなことから、わが国の防衛関係費と各国が公表している国防費とをドル換算した上で、単に金額のみを比較することには限界がある。

なお、各国の物価水準を考慮したレートとしては、各国でどれだけの財やサービスを購入できるかを評価した購買力平価を経済協力開発機構（OECD）が公表している。これを用いて、各国が公表する国防費をあえてドルに換算すれば、次の図表のとおりである（OECDが公表している購買力平価に関するデータが存在しないロシアと中国を除く。）。

Organization for Economic Co-operation and Development

**主要国の国防費（2003年度）**

| 国　名 | 国　防　費（単位：百万ドル） | １人当たりの国防費（単位：ドル） | 国防費のGDPに対する比率（%） |
|---|---|---|---|
| 日　本 | 35,189 | 276 | 0.988 |
| 米　国 | 387,319 | 1,337 | 3.5 |
| 英　国 | 45,984 | 770 | 2.7 |
| ドイツ | 24,851 | 303 | 1.1 |
| フランス | 34,068 | 570 | 2.0 |

（注）１　国防費については、各国の予算書、国防報告などによるものであり、ドル換算については購買力平価（OECD公表）を用いている。
「１ドル＝140円＝0.638ポンド＝0.981ユーロ（独）＝0.912ユーロ（仏）」
２　人口については「ミリタリー・バランス（2003～2004）」などによる。GDPについては、各国の予算書などによる。
３　ここに掲げた国のほか、中国、ロシアの現地通貨建て国防費などは、資料26（p375）を参照。